

施設使用料等の改定

令和元年10月1日からの消費税率及び地方消費税率引き上げに伴い、市が設置及び管理する施設の使用料や各種料金（以下、「料金等」という。）を改定します。

今回の改定は、料金等本体の値上げではなく、増税分のみの改定です。皆様のご理解をお願いいたします。

どのような料金等が改定されるの？

施設使用料（温泉、宿泊所、運動場、体育館など）、水道料金、下水道使用料、駐車場料金など

※ただし、戸籍や住民票の交付手数料、税務証明手数料などは改定いたしません。

いつから改定されるの？

令和元年10月1日以降に支払う料金等

※ただし、水道料金、下水道使用料は法律の定める経過措置により、令和元年12月1日以降の検針に係る料金から改定になります。

どのくらいの額になるの？

現行の料金等に110/108を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額となります。

※ただし、水道料金、下水道使用料など本体料金に消費税及び地方消費税を加算する料金等については、税率を8%から10%に改定します。

※改定後の詳しい料金等は、各施設等に直接ご確認ください。